

解散公告(第二回)

当組合は、平成三十一年一月十七日農業協同組合法第七十三条第四項において準用する同法第六十四条の二第一項の規定により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

熊本県菊池市旭志新明字登里肥一〇二三番地
農事組合法人新明養豚生産組合
清算人 坂田 正邦

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十二月十二日大分地方裁判所の解散命令確定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

大分市新川町一丁目一〇番四号
神道実行教不二教会
清算人 渡邊 吾朗

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十月三十一日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

千葉県松戸市二十世紀が丘丸山町五〇番地の一
医療法人社団康路会
清算人 若林 康之

解散公告(第三回)

当組合は、令和七年十一月二十九日開催の大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

大阪府八尾市神武町二番三五号株式会社クボタ久宝寺工場
クボタ本社ユニオン久宝寺支部
清算人 井上 英樹

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年七月三日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

大阪府吹田市千里山東二丁目二七番一〇号
医療法人松浦医院
清算人 松浦 寛

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十二月二十二日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十九日

大阪府城東区古市二丁目三番二五号
医療法人上野外科
清算人 上野 愛子

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年八月二十日開催の臨時社員総会の決議並びに大阪府保健所長の認可により、令和七年十二月二十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

大阪府北区堂島二丁目二番八―三三〇一〇号
医療法人上田医院
清算人 上田裕紀子

解散公告(第三回)

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

兵庫県川西市花屋敷一丁目二四番一〇号
福田海運社
清算人 多田 順子

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年五月一日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和七年十二月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

兵庫県加古川市尾上町長田五一七番地の四八
医療法人社団松浦クリニク
清算人 松浦 省明

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年八月一日開催の臨時社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和七年十二月十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

福岡市中央区警固三丁目一三番三〇―一五〇号
医療法人石田内科循環器科医院
清算人 大坪 久恒

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十一月二十六日開催の定時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

熊本市中央区千葉城町五番一〇号
シテイマシヨナルカサル千葉城管理組合法人
代表清算人 米村桂一郎

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十二月十二日大分地方裁判所の解散命令確定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

大分市大字今津留南町一〇五の二七の二番地
清算人 青野 良願寺訓子

第55期決算公告

令和8年1月19日 広島県福山市駅家町法成寺1575番地の16

株式会社なかやま牧場

代表取締役 増成 吉彦

貸借対照表の要旨 (令和7年10月31日現在) (単位:百万円)

資産の部			負債及び純資産の部		
科	目	金額	科	目	金額
流動	動産	5,801	流動	負債	5,294
固定	資産	7,501	固定	負債	1,689
繰	延	7	株	主	6,325
			資本	金	50
			剰余	金	31
			利益	金	31
			準備	金	6,545
			利益	金	11
			その他	金	6,534
			利益	金	(700)
			(うち当期純利益)		
			自己	株	△301
資産合計		13,309	負債・純資産合計		13,309